

中間報告書（素案）

平成22年9月10日

高知県森林整備公社経営検討委員会

高知県森林整備公社経営検討委員会の中間報告

高知県森林整備公社経営検討委員会（以下、「委員会」という。）は、平成 21 年 11 月 18 日に第 1 回委員会を開催して後、平成 22 年 9 月 10 日の第 8 回委員会まで、色々な視点から積極的に議論・検討を行ってきた。

しかしながら、森林整備公社（以下、「公社」という。）の問題は、森林整備の事業費等を借入金に依存してきたことと、木材価格の大幅な低下により、その借入金の返済に支障を来したという構造的な課題を抱えているが、このことは高知県だけの問題ではなく、全国的な問題であるなど、高知県だけが努力しても解決できるほど簡単な問題ではない。また、全国の林業公社改革の対策や状況を見極めるとともに、総務省、林野庁及び日本政策金融公庫の理解と支援を得なければ、しっかりした解決の道筋が見えないといった厳しい状況にある。

このため、当委員会としては、抜本的な解決の道標となる「改革プラン」の策定のためには、国を始め他府県及び他公社の動向の把握も必要であり、慎重を期した議論・検討が必要であると判断した。

このような流動的な状況からして、抜本的改革に向けた「改革プラン」の策定には、一定の時間が必要と認識するものの、現状を黙認した経営の継続も許されない。従って、当委員会として、これまでの議論・検討を踏まえた上で、下記のとおり基本方針を定めるとともに、速やかに対応すべき公社経営改善策を明確に指摘することによって、最終的な「改革プラン」の策定を待たずして、県及び公社が、指摘した経営改善策を速やかに実行に移すことによって、少しでも公社経営の改善に努めることを求めることにする。

記

1. 基本方針

公社について、現在、当委員会で検討している次に掲げる抜本的な経営改革策等を実施することを前提に存続させることとする。

- (1) 森林資産の厳格な査定を実施し、その資産査定による区分の明確化を行い、その区分ごとに応じた経営方針を策定すること。
- (2) 有利子負債については、早急に圧縮する努力を行うとともに、将来的にはその解消を目指すこと。
- (3) 理事会の活性化を図るなど、経営責任体制を明確にすること。
- (4) 事業手法の見直しを進めるとともに、事業費及び人件費を圧縮・削減すること。
- (5) 新公益法人への移行を目指すとともに、全国統一の新会計基準を採用し、財務状況の透明性を図ること。

2. 速やかに対応すべき公社経営改善策

(1) 不採算林に係る有利子負債の繰上償還

公社の有利子負債については、平成 21 年度決算期で約 90 億円の残高があり、平成 21 年度に支払った利息は、約 2 億円にも達している。

県においては、一昨年（国（総務省、林野庁）と地方府県代表（秋田県、京都府、高知県、大分県、鹿児島県）で構成した「林業公社の経営対策等に関する検討会」において、地方府県代表が強く要望した特別交付税の充実・拡大を得るとともに、その充実・拡充された特別交付税措置によって、平成 22 年度高知県では、約 2 億 4 千万円に増額措置される見込みとなった。

当委員会としては、この増額された特別交付税を財源に、日本政策金融公庫の借入金の繰上償還を行うことで、支払利息の軽減を図ることを求めることにする。

この繰上償還については、県が損失補償をしている公社の借入金が減少し、最終的には県が負担する可能性のある債務を減らすことになり、結果として、県民負担を軽減することにもなると考えられる。なお、その繰上償還財源に対する県の支援方法としては、県の補助金又は従前同様の県の無利子貸付金が考えられるが、返済義務を有しない県の補助金ではなく、従前同様、返済義務を有する県の無利子貸付金を財源とする方法により、金利軽減のための支援することが望ましいと判断した。

(2) 運営体制の見直し

運営体制の抜本的な見直しについて、理事長・理事の選出方法、経営責任の明確化、理事会の活性化、幹事会の設置、モニタリング経営の実施、監事の役割強化等を議論・検討しているが、全てについて方向性を示すには、まだまだ、議論・検討する時間が必要である。

ただ、理事の役割としては、公社経営に関して重要である「経営改善計画の進捗状況の把握・確認」と「計画と実績の乖離を補正するための対応策」を的確に理事長等の執行部に助言・指示することが必要であると考えられる。

従って、理事会の定期的な開催による意思決定が困難な状況の避難的な措置として、理事会の下部組織として、理事の所属する団体の職員の中から、各理事が推薦する幹事を指名したうえで、幹事会を設置し、間接的ではあるが、理事会の活性化を図りつつ、経営の透明化・適正化を求めるものとする。

(3) 事業執行方法の見直し

収支の改善を図るためには、事業執行方法の見直しが必要不可欠であると考えており、収益性の高い事業地への重点投資、外注先選定方法の見直し、入札制度の導入、民間企業との提携、経営委託等を議論・検討することが重要である。

このことについても、運営体制の見直しと同様に、継続して議論・検討をすることが必要である。

しかしながら、国からも指導を受けている入札制度の早期導入を始め、既に県が実施している公募型プロポーザル方式による経営委託等について、公社に適した内容に充実することも含めて、対応することも求め、透明性の確保とともに、経費の削減に努めるよう求めるものとする。